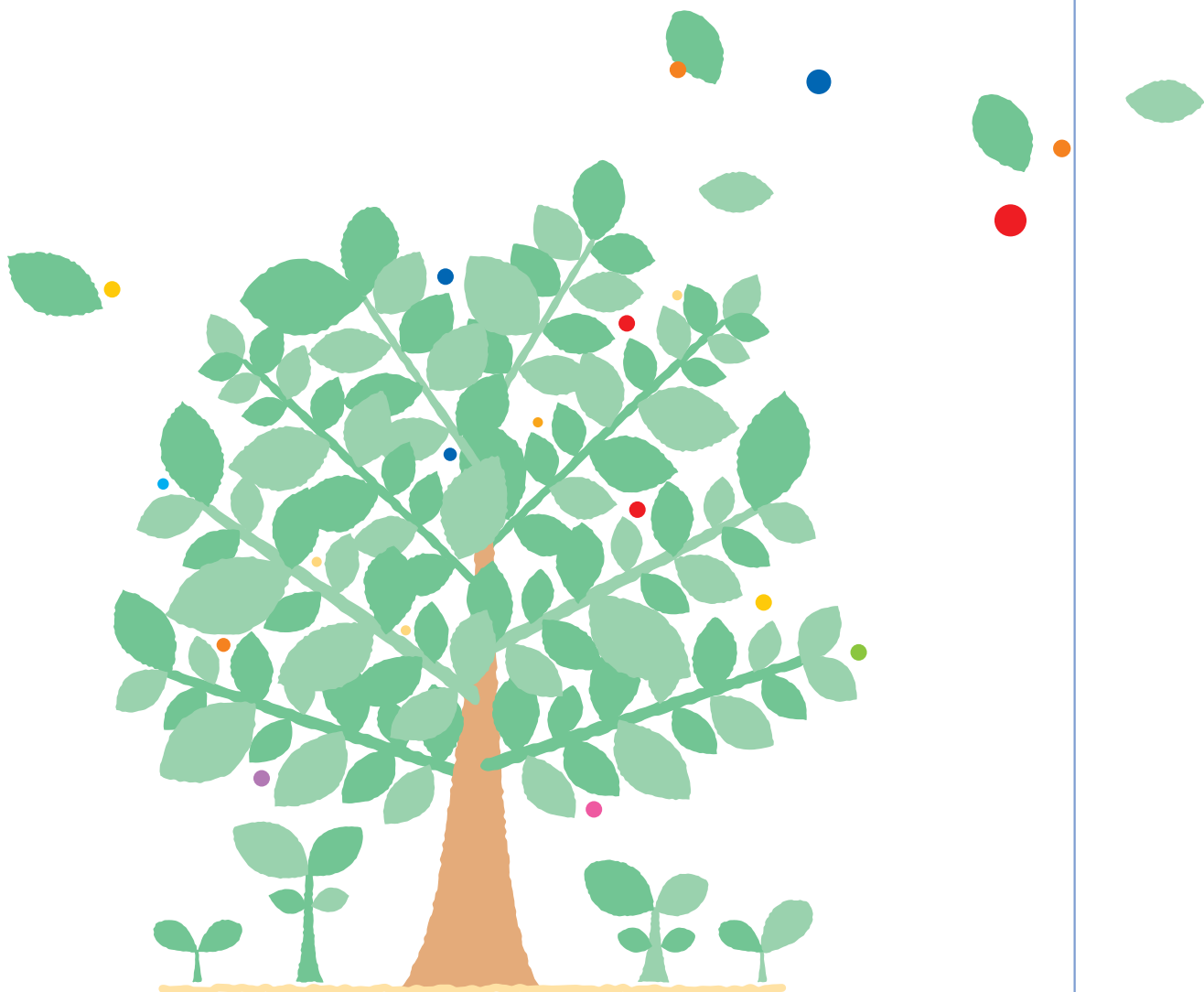


# 精神障害とは

精神障害は、さまざまな精神疾患が原因となって起こります。主な精神疾患には、統合失調症、気分障害（うつ病、そううつ病など）、精神作用物質（アルコール、シンナーなど）による精神疾患などがあります。厚生労働省では、障害者雇用促進のための各種助成金制度等の対象となる精神障害者の範囲を、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人または統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）、てんかんにかかっている人で、症状が安定し、就労が可能な状態にある人としています。また、雇用率の算定対象となる精神障害者の範囲を、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人としています。

なお、てんかんはWHO 国際疾病分類では「神経系及び感覚器の疾患」の一部とされていますが、厚生労働省における精神障害者としての施策の対象としています。



## ◆統合失調症とは

統合失調症は精神疾患の中でも、社会復帰への援助に最も力を入れなければならないものの一つです。患者数が多く、感情表出や思考、知覚の面で様々な症状を示す急性期から回復しても、各種の障害が後遺症として残って社会での自立した生活を困難にすることが多くあります。

この病気にかかると、精神活動の様々な側面に大きな変化が現れます。例えば、感情表出の面では、表情や身のこなしが硬い、感情を示さない、自分の殻に閉じ込めるなどの症状がみられ、思考面では、支離滅裂な思考や強迫観念、妄想などの独特の症状が現れます。また、幻覚や幻聴のような知覚面での症状や自分が自分でないように感じたり、人に操られていると感じるといった自我意識面での特異な症状もみられます。

この病気の原因はまだ十分に解明されてはいません。現時点では、ストレスに対する脆弱性(ぜいじゃくせい：もろくて弱いこと)に、ある種の原因が加わると発病することがあるということです。発病するのは青年期が多く、先進工業国では約100人に1人の割合で発病するといわれています。

薬物療法を中心とした精神医療やリハビリテーションの進歩によって、病気から回復し、自立した職業生活を送る人も大変多くなっています。

統合失調症の場合、先に述べたように、一旦回復しても、人によっては後遺症が残ることが知られています。この後遺症としての障害は先に述べた症状とは必ずしも同じではありません。また、それらの中には再発予防のために服用している薬の副作用や入院体験による社会性の減退によると考えられるものもあります。

統合失調症から回復した人によく見られる特徴としては、これらの人を指導したり雇用した方々の指摘によれば次のようなものがあげられます。

- ・細かな指先の動作が苦手
- ・動作が緩慢
- ・周囲への関心が乏しい
- ・複雑なことが苦手
- ・臨機応変に判断することが苦手
- ・問題を切り抜けることが苦手
- ・自信がない
- ・新しいことに対して不安が強い

これらの特徴はマイナスイメージとしてとらえられがちですが、仕事の中身や指導の方法を工夫することにより、十分克服できることも指摘されています。

## ◆気分障害（うつ病、そううつ病）とは

気分障害とは、生活に支障をきたすほどに異常に気分が沈んだりハイになったりする状態が長く続く病気で、その代表は、うつ病（単一性障害）とそううつ病（双極性障害）です。以前は感情障害と呼ばれていましたが、気分が高揚して泣いたり笑ったりする感情の病気というよりも、持続的な身体全体の調子の病気ととらえられるようになり、現在では一般に気分障害と呼んでいます。

うつ病では、一般に身体と精神の両方に症状が現れます。身体症状としては、睡眠障害、食欲不振、性欲減退、頭痛・腰痛・肩の痛み、疲労感・倦怠感などが見られます。精神症状は、身体症状に隠れて見逃されがちですが、抑うつ状態、日内変動（特に朝方の憂うつ感がひどく、夕方になるにつれて軽くなっていく状態が続く）、集中力低下、注意力散漫、意欲低下、不安、取り越し苦労、自信の喪失などが特徴的です。身体の症状が強く表面に出て、精神の症状が目立たない「仮面うつ病」と呼ばれるタイプもあります。

「そう」は、「うつ」とは逆に気分の高揚が特徴で、気力や活動性の亢進があります。例えば、社交性が高まり、あちこちに電話をかけたり、話が止まらなかったり、過度の馴れ馴れしさが出たりといった特異な行動が見られることがあります。うつの睡眠障害とは反対に、寝なくても平気である場合が多いのが特徴です。このそう状態とうつ状態が交互に繰り返されるのがそううつ病です。



### <引用文献>

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(2006) 「精神障害者雇用管理マニュアル」、障害者職域拡大マニュアル8  
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(2009) 「平成21年版障害者職業生活相談員資格認定講習・障害者雇用推進者講習テキスト」